

居住制限区域（浪江町）から避難した亡母（申立人長男及び申立て外2名が相続）について、原発事故後に脳出血を発症し、四肢の麻痺等の後遺障害（後遺障害等級1級相当）が残存したことから、後遺症慰謝料（ただし、原発事故による影響割合を3割として算定したもの。）の賠償が認められるなどした事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、申立人X2、申立人X3、申立人X4、申立人X5（あわせて以下「申立人ら」という。）、および被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

1. 亡A（以下「被相続人A」という。）が平成27年3月〇日に死亡し、申立人X1、亡B（以下「被相続人B」という。）、及び亡C（以下「被相続人C」という。）が、被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
2. 申立人らの知る限り、申立人X1、被相続人B及び被相続人Cが、被相続人Aの全相続人であること。
3. 被相続人Bが、令和3年3月〇日に死亡し、亡D（以下「被相続人D」という。）、申立人X3、申立人X4及び申立人X5が、被相続人Bの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
4. 申立人らの知る限り、被相続人D、申立人X3、申立人X4、申立人X5が、被相続人Bの全相続人であること。
5. 被相続人Cが、令和5年7月〇日に死亡し、申立人X1、申立人X3、申立人X4及び申立人X5が、被相続人Cの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
6. 申立人らの知る限り、申立人X1、申立人X3、申立人X4及び申立人X5が、被相続人Cの全相続人であること。
7. 被相続人Dが、令和6年10月〇日頃に死亡し、申立人X3、申立人X4及び申立人X5が、被相続人Dの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
8. 申立人らの知る限り、申立人X3、申立人X4及び申立人X5が、被相続人Dの全相続人であること。

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人とは、下記の損害項目に掲げる損害の賠償について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

## 1. 損害項目

### (1) 被相続人A

① 本件事故後に発症した脳出血についての後遺症慰謝料	8,400,000 円
② 日常生活阻害慰謝料増額分（要介護）	480,000 円

### (2) 申立人X2

日常生活阻害慰謝料増額分（介護）	120,000 円
------------------	-----------

### (3) 申立人X1, X2, 被相続人A, 被相続人C

日常生活阻害慰謝料増額分（家族別離）	120,000 円
--------------------	-----------

### (4) 計

9,120,000 円
-------------

## 2. 期間

### (1) 第1項(1)の②の損害について

自 平成23年4月4日 至 平成27年3月○日

### (2) 第1項(2)の損害について

自 平成23年11月1日 至 平成24年4月21日

### (3) 第1項(3)の損害について

自 平成23年3月26日 至 平成23年6月20日

## 第3 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第2記載の損害項目（但し、第2記載の損害期間に限る）についての和解金として、金9,120,000円の支払義務のあることを認める。

## 第4 支払方法

（省略）

## 第5 清算条項

申立人らと被申立人は第2記載の損害項目（但し、第2記載の損害期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- 1 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- 2 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

## 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、申立人らが1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年5月1日

（仲介委員 大島 やよい）